

種馬鈴しょ検疫実施要領（昭和49年 8 月31日付け49農蚕第5333号農蚕園芸局長通達）新旧対照表

改 正 後	現 行
第1 （略） （補助員の設置等） 第2 植物防疫所長は、毎年度検査申請書の提出期に先立ち、馬鈴しょの病菌害虫に関する知識を有する者に、辞令（別記第1号様式）を交付して種馬鈴しょ防疫補助員（以下「補助員」という。）を委嘱し、<u>植物防疫官</u>が行う検査の事務を補助させるものとする。 2 <u>植物防疫官</u>は、市町村等の地区ごとに、種馬鈴しょ生産者（以下「生産者」という。）に代表者を互選させ、その氏名を通知させるものとする。 3 補助員は、前項の規定により互選された代表者（以下「代表者」という。）に対し、<u>植物防疫官</u>を補助して検査実施の事務を担当すること及び規則第32条第1項に定める検査申請書の受付者たることを通知するものとする。 4 （略） （検査申請書の受理等） 第3 補助員は、代表者から必要部数の検査申請書を受け付けたときは、1部を控えとし、残部に集計表（別記第2号様式）を添えて道県を経由し<u>植物防疫官</u>に提出するものとする。 2 <u>植物防疫官</u>は道県を通じて及び道県は補助員を通じて、規程第7条第1項のジャガイモシストセンチュウの発生している地	第1 （略） （補助員の設置等） 第2 植物防疫所長は、毎年度検査申請書の提出期に先立ち、馬鈴しょの病菌害虫に関する知識を有する者に、辞令（別記第1号様式）を交付して種馬鈴しょ防疫補助員（以下「補助員」という。）を委嘱し、<u>植物防疫官</u>（以下「防疫官」という。）が行う検査の事務を補助させるものとする。 2 <u>防疫官</u>は、市町村等の地区ごとに、種馬鈴しょ生産者（以下「生産者」という。）に代表者を互選させ、その氏名を通知させるものとする。 3 補助員は、前項の規定により互選された代表者（以下「代表者」という。）に対し、<u>防疫官</u>を補助して検査実施の事務を担当すること及び規則第32条第1項に定める検査申請書の受付者たることを通知するものとする。 4 （略） （検査申請書の受理等） 第3 補助員は、代表者から必要部数の検査申請書を受け付けたときは、1部を控えとし、残部に集計表（別記第2号様式）を添えて道県を経由し<u>防疫官</u>に提出するものとする。 2 <u>防疫官</u>は道県を通じて及び道県は補助員を通じて、規程第7条第1項のジャガイモシストセンチュウの発生している地域

改 正 後	現 行
域（以下「ジャガイモシストセンチュウ発生地域」という。）の代表者に対し、<u>植物防疫官</u>がジャガイモシストセンチュウに係る植付予定ほ場の検査を種馬鈴しょの植付け前に終了しうる期日までに検査申請書を提出するよう指導するものとする。 3 （略） （検査期日の通知） 第4 <u>植物防疫官</u>は、検査期日をあらかじめ道県を通じ補助員に通知するものとする。 2 補助員は、<u>植物防疫官</u>の検査期日を、あらかじめ代表者を通じ生産者に通知するものとする。 （補助員の階層区分け等） 第4の2 （略） 2～4 （略） 5 補助員は、病菌害虫の防除状況、階層区分けの実施結果、生産物の選別状況等について、補助員野帳（別記第3号様式）に記録するとともに、必要に応じ<u>植物防疫官</u>に報告するものとする。 第5・第6 （略） （<u>植物防疫員</u>の検査） 第7 <u>植物防疫員</u>は、<u>植物防疫官</u>の指示に基づき、<u>植物防疫官</u>に代わって検査を実施できるものとする。	（以下「ジャガイモシストセンチュウ発生地域」という。）の代表者に対し、<u>防疫官</u>がジャガイモシストセンチュウに係る植付予定ほ場の検査を種馬鈴しょの植付け前に終了しうる期日までに検査申請書を提出するよう指導するものとする。 3 （略） （検査期日の通知） 第4 <u>防疫官</u>は、検査期日をあらかじめ道県を通じ補助員に通知するものとする。 2 補助員は、<u>防疫官</u>の検査期日を、あらかじめ代表者を通じ生産者に通知するものとする。 （補助員の階層区分け等） 第4の2 （略） 2～4 （略） 5 補助員は、病菌害虫の防除状況、階層区分けの実施結果、生産物の選別状況等について、補助員野帳（別記第3号様式）に記録するとともに、必要に応じ<u>防疫官</u>に報告するものとする。 第5・第6 （略） （<u>防疫員</u>の検査） 第7 <u>植物防疫員</u>（以下「<u>防疫員</u>」という。）は、<u>防疫官</u>の指示に基づき、<u>防疫官</u>に代わって検査を実施できるものとする。

改 正 後	現 行
(合格数量の調査) 第8 <u>植物防疫官</u>は、ほ場検査終了後検査に合格している馬鈴しょについて原則として各ほ場別、品種別に補助員をして掘り取りの方法により収量の調査を実施させるものとする。 2 補助員は、掘り取り調査の結果等を勘案して各ほ場別、品種別の予想数量を取りまとめ、合格ほ場一覧表(別記第4号様式)により道県を経由して<u>植物防疫官</u>に報告するものとする。 (検査結果の報告) 第9 <u>植物防疫員</u>は、<u>植物防疫官</u>の指示による検査の結果について、検査野帳(別記第5号様式)をもつて<u>植物防疫官</u>に報告するものとする。 2 <u>植物防疫官</u>は、検査結果を前項の検査野帳に記録し一定期間保存するものとする。 3 植物防疫所長は、検査結果を取りまとめ、検査成績表(別記第6号様式及び第7号様式)により<u>消費・安全局長</u>に報告するものとする。 (検査結果の通知等) 第10 <u>植物防疫官</u>は、検査の合否及び不合格となつた場合にあつてはその理由を、補助員を通じ、生産者に対し通知するものとする。 2 生産者は、検査に不合格となつたほ場について、不合格の理由について不服があるときは、補助員を通じ<u>植物防疫官</u>に対しその理由について説明を求めることができる。	(合格数量の調査) 第8 <u>防疫官</u>は、ほ場検査終了後検査に合格している馬鈴しょについて原則として各ほ場別、品種別に補助員をして掘り取りの方法により収量の調査を実施させるものとする。 2 補助員は、掘り取り調査の結果等を勘案して各ほ場別、品種別の予想数量を取りまとめ、合格ほ場一覧表(別記第4号様式)により道県を経由して<u>防疫官</u>に報告するものとする。 (検査結果の報告) 第9 <u>防疫員</u>は、<u>防疫官</u>の指示による検査の結果について、検査野帳(別記第5号様式)をもつて<u>防疫官</u>に報告するものとする。 2 <u>防疫官</u>は、検査結果を前項の検査野帳に記録し一定期間保存するものとする。 3 植物防疫所長は、検査結果を取りまとめ、検査成績表(別記第6号様式及び第7号様式)により<u>農林水産省消費・安全局長</u>に報告するものとする。 (検査結果の通知等) 第10 <u>防疫官</u>は、検査の合否及び不合格となつた場合にあつてはその理由を、補助員を通じ、生産者に対し通知するものとする。 2 生産者は、検査に不合格となつたほ場について、不合格の理由について不服があるときは、補助員を通じ<u>防疫官</u>に対しその理由について説明を求めることができる。

改 正 後	現 行
(検査合格証明書及び合格証票の交付) 第11 <u>植物防疫官</u>は、検査に合格した生産物を所有する生産者に対し検査合格証明書（規則第21号様式）及び同合格証票（規則第22号様式）を補助員を通じ交付するものとする。 2・3 （略） <u>(ジャガイモシストセンチュウ発生地域の指定等)</u> 第12 <u>各道県植物防疫主務部長は、第3の3により別表1に定めるジャガイモシストセンチュウ発生地域以外の地域において、ジャガイモシストセンチュウの発生が新たに確認された場合は、別記第8号様式により当該道県の区域を管轄する植物防疫所長に報告するものとする。</u> <u>なお、植物防疫法関係事務に係る処理基準（平成12年4月11日付け12農産第2652号農林水産事務次官依命通知）又は重要病害虫発生時対応基本指針（平成24年5月17日付け24消安第650号農林水産省消費・安全局長通知）による報告は、別途これらの通知に定めるところにより行うものとする。</u> <u>2 植物防疫所長は、1の報告内容について、必要な情報が記載されていることを確認した上で、消費・安全局長に報告するものとする。</u> <u>3 消費・安全局長は、2の報告を受けた場合、原則として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条に基づく字の区域又は市町村の行政区設置条例に基づく行政区（以下「字等」という。）を単位として当該地域をジャガイモシストセンチュウ発生地域に指定する。</u> <u>ただし、報告内容から、ジャガイモシストセンチュウ発生地</u>	(検査合格証明書及び合格証票の交付) 第11 <u>防疫官</u>は、検査に合格した生産物を所有する生産者に対し検査合格証明書（規則第21号様式）及び同合格証票（規則第22号様式）を補助員を通じ交付するものとする。 2・3 （略） (新設)

改正後	現 行
<u>域が当該字等の一部区域に限定されており、かつ、次の全ての条件を満たしている」と判断される場合は、当該字等の一部区域のみをジャガイモシストセンチュウ発生地域に指定するものとする。</u> <u>(1) 河川や山林等の地形要因からジャガイモシストセンチュウのまん延防止が図られると判断できること。</u> <u>(2) 市町村等の実施するジャガイモシストセンチュウまん延防止対策が有効であると判断できること。</u> <u>4 ジャガイモシストセンチュウの発生が新たに確認された地域について、当該地域がジャガイモシストセンチュウ発生地域に指定されるまでの間、植物防疫官は、ジャガイモシストセンチュウ発生地域と同様の取扱いをするものとする。</u> (違反出荷に対する措置) 第13 植物防疫官は、法第13条第4項の規定に違反して譲渡され又は検査を受けた栽培地の属する道県外へ移出された疑いのある種馬鈴しょを所持している者を発見したときは、直ちに植物防疫所長に報告するものとする。 2 植物防疫員又は補助員は、前項の疑いがある種馬鈴しょを発見したときは、直ちに所持者の住所、氏名等を植物防疫官に報告するものとする。 3 植物防疫官は、法第13条第4項に違反した種馬鈴しょの廃棄をするときは、植物防疫所長の指示によりこれを行うものとする。	(違反出荷に対する措置) 第12 防疫官は、法第13条第4項の規定に違反して譲渡され又は検査を受けた栽培地の属する道県外へ移出された疑いのある種馬鈴しょを所持している者を発見したときは、直ちに植物防疫所長に報告するものとする。 2 防疫員又は補助員は、前項の疑いがある種馬鈴しょを発見したときは、直ちに所持者の住所、氏名等を防疫官に報告するものとする。 3 防疫官は、法第13条第4項に違反した種馬鈴しょの廃棄をするときは、植物防疫所長の指示によりこれを行うものとする。

改 正 後				現 行			
別表1（第3第3項関係） ジャガイモシストセンチュウ発生地域				別表1（第3第3項関係） ジャガイモシストセンチュウ発生地域			
道 県	市 郡	町 村	発生地域	道 県	市 郡	町 村	発生地域
北海道	網走郡	大空町	(略)	北海道	網走郡	大空町	(略)
	網走市				網走市		
	虻田郡	喜茂別町			虻田郡	喜茂別町	
		京極町				京極町	
		倶知安町				倶知安町	
		洞爺湖町				洞爺湖町	
		豊浦町				豊浦町	
		ニセコ町				ニセコ町	
		真狩村				真狩村	
		留寿都村				留寿都村	
	石狩郡	当別町			石狩郡	当別町	
	磯谷郡	蘭越町			磯谷郡	蘭越町	
	岩内郡	共和町			岩内郡	共和町	
	恵庭市				恵庭市		
	江別市				江別市		
	帯広市				帯広市		
	河西郡	芽室町			河西郡	芽室町	
	河東郡	音更町			河東郡	音更町	
		上士幌町				上士幌町	
	上川郡	剣淵町			上川郡	剣淵町	
	上川郡	清水町			上川郡	清水町	
	亀田郡	七飯町			亀田郡	七飯町	
	川上郡	弟子屈町			川上郡	弟子屈町	

改 正 後				現 行			
道 県	市 郡	町 村	発 生 地 域	道 県	市 郡	町 村	発 生 地 域
	北広島市				北広島市		
	北見市				北見市		
	久遠郡	せたな町			久遠郡	せたな町	
	標津郡	標津町			標津郡	標津町	
		中標津町				開陽、北中、協和、俵橋、豊岡、西竹及び武佐地区	
	士別市		(略)		士別市		(略)
	斜里郡	清里町			斜里郡	清里町	
		小清水町				小清水町	
		斜里町				斜里町	
	寿都郡	黒松内町			寿都郡	黒松内町	
	瀬棚郡	今金町			瀬棚郡	今金町	
	空知郡	南富良野町			空知郡	南富良野町	
	伊達市				伊達市		
	常呂郡	置戸町			常呂郡	置戸町	
		訓子府町				訓子府町	
	中川郡	美深町			中川郡	美深町	
	中川郡	幕別町			中川郡	幕別町	
	野付郡	別海町			野付郡	別海町	
	函館市				函館市		
	檜山郡	厚沢部町	下新栄、社の山、滝野及び美和地区		檜山郡	厚沢部町	下新栄、社の山及び滝野地区
		江差町	小黒部町、泊町及び柳崎町地区			江差町	小黒部町及び泊町地区
	二世郡	八雲町	(略)		二世郡	八雲町	(略)
	富良野市				富良野市		

改 正 後				現 行			
道 県	市 郡	町 村	発 生 地 域	道 県	市 郡	町 村	発 生 地 域
	北斗市		追分、追分1丁目、押上、 <u>桜岱</u> 、 <u>文月</u> 、 <u>向野</u> 、 <u>茂辺地</u> 及び <u>矢不来地区</u>		北斗市		追分、追分1丁目、押上、 <u>文月</u> 、 <u>向野</u> 、 <u>茂辺地</u> 及び <u>矢不来地区</u>
	余市郡	仁木町	(略)		余市郡	仁木町	(略)
余市町		余市町					
青森県	上北郡	七戸町	(略)	上北郡	七戸町	(略)	
		東北町			東北町		
		横浜町			横浜町		
	五所川原市			五所川原市			
	東津軽郡	外ヶ浜町		東津軽郡	外ヶ浜町		
	弘前市			弘前市			
	三沢市			三沢市			
	長崎県	諫早市		(略)	長崎県		諫早市
雲仙市		雲仙市					
島原市		島原市					
南島原市		南島原市					
熊本県	天草市	(略)	熊本県	天草市	(略)		

別表2・3 (略)

別記

第1号様式～第7号様式 (略)

道 県	市 郡	町 村	発 生 地 域
	北斗市		追分、追分1丁目、押上、 <u>文月</u> 、 <u>向野</u> 、 <u>茂辺地</u> 及び <u>矢不来地区</u>
	余市郡	仁木町	(略)
余市町			
青森県	上北郡	七戸町	(略)
		東北町	
		横浜町	
	五所川原市		
	東津軽郡	外ヶ浜町	
	弘前市		
	三沢市		
	長崎県	諫早市	
雲仙市			
島原市			
南島原市			
熊本県	天草市	(略)	

別表2・3 (略)

別記

第1号様式～第7号様式 (略)

改 正 後	現 行						
第 8 号様式（第12関係） 〇〇植物防疫所長 殿 〇〇道県植物防疫主務部長 ジャガイモシストセンチュウ新規発生報告書 種馬鈴しょ検疫実施要領（昭和49年 8 月31日付け49農蚕第5333号農蚕園芸局長通達）第12に基づき、下記のとおり報告いたします。 記 1 新規発生地域等 <table><tr><th>市郡</th><th>町村</th><th>発生地域</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> 2 提出書類 (1) 発生市町村の行政区域一覧表 (2) 発生市町村の地図（5 万分の 1）に行政区域名と境界を記入した地図（新規発生地域及び新規発生ほ場を明記） (注 1) 「〇〇植物防疫所長」には、当該道県の区域を管轄する植物防疫所長を記入すること。 (注 2) 「〇〇道県植物防疫主務部長」には、当該道県及び植物防疫主務部長に該当する役職を記入すること。 (注 3) 行政区域一覧表は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条に基づく字の区域又は市町村の行政区設置条例に基づく行政区の一覧表とすること。	市郡	町村	発生地域				(新設)
市郡	町村	発生地域					